2　贈与額　二億四百万円
3　署名者
日　本　側　小池孝行在キルギス大使
国際連合開発計画側　プラディプ・シャルマ在キルギス事務所副代表
平成二十五年三月十一日
外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年三月十一日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村大字羽太字早吹沢一から四五まで、四六の一、四七、五〇から六五まで、六七、六八、七一、字蟹沢三三、字狐窪一から三まで、四の一、五、六、字入牧ノ入三、四、六から一〇まで、字菅沢二の二、二の四から二の六まで、二の三〇、二の三一、四の一、八、九、一一、一五の一、字牧ノ入三四、三六、三七の一、三七の二、四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年三月十一日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県東田川郡庄内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年三月十一日
農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道恵庭市・広尾郡広尾町・紋別郡湧別町・古平郡古平町・上磯郡木古内町（以上一市四町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

三　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

四　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　風害の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに恵庭市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年三月十一日
農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道紋別郡遠軽町・空知郡南富良野町・雨竜郡北竜町・沙流郡日高町・勇払郡占冠村（以上四町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

三　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年三月十一日
農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町・釧路郡釧路町・古宇郡神恵内村（以上二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

三　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年三月十一日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町野々川字奥野々川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。
平成二十五年三月十一日
農林水産大臣　林　芳正

「二　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
三　酪農環境負荷軽減支援事業推進費補助金
四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」を
「三　果樹・酪農環境負荷軽減支援事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」に、「一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（全国推進